

○奈良県環境審議会条例

昭和四十六年七月十日

奈良県条例第五号

〔奈良県公害対策審議会条例〕をここに公布する。

奈良県環境審議会条例

(平六条例二・改称)

(設置)

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一一条例一二・全改)

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員
- 四 市町村の長
- 五 産業関係団体の代表者

(平一〇条例七・一部改正)

(任期)

第三条 委員のうち前条第二項第一号及び第五号に該当する委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、審議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平一〇条例七・旧第六条繰上・一部改正)

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平一〇条例七・追加)

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 7 第五条の規定は、部会に準用する。

(平一〇条例七・全改)

(幹事)

第八条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の会務を処理する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境森林部において行う。

(昭五一条例一九・平元条例三七・平七条例三六・平二〇条例四九・令二条例五八・令六条例六一・一部改正)

(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に

諮つて定める。

(平一〇条例七・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 奈良県公害対策審議会規則(昭和四十四年九月奈良県規則第六号。以下「規則」という。)第二条の規定により知事が委嘱し、又は任命した委員は、この条例第二条の規定により知事が任命したものとみなす。ただし、その者の任期は、規則第二条の規定により委嘱され、又は任命された日から起算する。

附 則(昭和五十一年条例第一九号)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第三七号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第一条に規定する奈良県公害対策審議会は、改正後の第一条に規定する奈良県環境審議会となるものとする。
- 3 この条例の施行の日から平成七年十一月三十日までの間に新たに改正後の第二条第二項第一号及び第五号に規定する者のうちから任命される委員の任期は、改正後の第三条本文の規定にかかわらず、同日までとする。

(奈良県公害防止条例の一部改正)

- 4 奈良県公害防止条例(昭和四十六年七月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成七年条例第三六号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第七号)抄

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一二号)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正前のそれぞれの条例に規定する奈良県国土利用計画地方審議会、奈良県自然環境保全審議会、奈良県精神保健福祉審議会、奈良県環境審議会、奈良県職業能力開発審議会及び奈良県スポーツ振興審議会並びにその会長、副会長、委員、特別委員、部会長、専門委員及び臨時委員は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による奈良県国土利用計画審議会、奈良県自然環境保全審議会、奈良県精神保健福祉審議会、奈良県環境審議会、奈良県職業能力開発審議会及び奈良県スポーツ振興審議会並びにその会長、副会長、委員、特別委員、部会長、専門委員及び臨時委員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成二〇年条例第四九号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第五八号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和六年条例第六一号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。